

## カンボジアでの会社設立の際の留意点

岡山県カンボジアビジネスサポートデスク

### はじめに

カンボジア開発評議会（CDC：Council for the Development of Cambodia）の発表によると、2014年のカンボジアへの外国直接投資額は40億米ドルで、2013年とほぼ同額であったが、小規模な投資が多く会社数は増加傾向にある。2015年3月末時点の日本商工会登録企業数は準会員を含めてちょうど200社に達し、2014年初頭の135社から65社増加している。

カンボジアにおいては、資本金1,000米ドルから会社を設立することができ、登記手続きもそれほど複雑でなく、国外から遠隔で会社設立を行うことも可能であったため、日本からも中小企業や個人事業主などによる小規模な投資が増加していたが、2014年第4四半期より設立手続きがやや複雑になった。そのため、今回はカンボジアにおいて会社を設立する際の留意点を述べたい。

### 1. カンボジアにおける会社設立の際のフロー

一般的にカンボジアに拠点を構える際は、以下の手続きが必要となる。



会社設立は大きく3つのフェーズに分けられるが、一般的には税務登録が終わった時点で営業を開始することが可能である。なお、会社登記に要する期間は2週間-1ヶ月が目安であり、書類準備期間を考慮すると3-4ヶ月程度である。さらにカンボジアは祝日が年間30日前後あり、クメール正月や国王の誕生日を含む4月・5月は特に連休が多く、当期間の前後は役所が機能しないため、手続きに一層の時間を要することに留意が必要である。なお、労務登録は外国人労働者の労働許可証の取得等を含むが、発行まで1年を要する場合があるなど、非常に時間がかかる手続きである。しかしながら、適切に申請を行っていれば、たとえ労働許可証の発行が完了していない場合でも、労務査察では特段の問題となっていない。

なお、今回は特に税務登録に関して記載したい。

### 2. 税務登録手続きの改正

2014年10月発行の省令により、会社新設時の税務登録手続きの変更が行われた。従来の登録フォームを刷新・体系化することによって必要書類を明確にし、手続きをスムーズにするための改正である。しかしながら、税務局内で当該変更が適切に共有されておらず、担当官によって必要書類の解釈が異なるなど、外資系企業のみならず国内企業からも不満の声が上がっている。

また、当該税務登録に関しては既存企業も対象である。当初は個別にアナウンスを行うとされていたが、2014年12月に2015年3月末までに当該登録を行わなければならないとアナウンスされたため、既存企業が税務局へ殺到し対応しきれなくなり、2015年4月現在、税務局での登録が一時中断されている。

### 3. 現地法人の税務登録に関する必要書類一覧

以下、現地法人設立の際に必要な書類の一覧を参考までに記載する。なお、担当官によっては追加書類の提出や説明が求められるケースもあるのでご留意いただきたい。

No	書類	備考
1	事業登録証	商業省より発行されたもの (薄紙、左上に商業省のマークがある縦長の書類)
2	商業証明書	商業省承認済みのもの (厚紙、カラーの横長1枚の書類)
3	会社定款	商業省より発行されたもの
4	資本金の払込証明 (Account confirmation)	銀行より発行されたもの
5	現地法人代表者のパスポート	顔写真ページのコピー
6	カンボジアの居住証明書	管轄区役所より発行されたもの
7	現地法人代表者の顔写真	3.5×4.5cm
8	事務所賃貸契約書 (クメール語版)	カンボジア国内住所。賃貸料の発生があること。
9	不動産税務申告書 (不動産税納税証明書)	賃貸人が税務局へ提出した申告書 (事務所・代表者のアパート)
10	税務登録更新申請書	要署名捺印

その他、新たに現地代表者の顔写真および指紋の登録が義務付けられることとなった。カンボジアでは企業の経営が思わしくない場合、給与・社会保険および税務などの債務を返済せずに夜逃げをする企業が多い。代表者の顔写真や指紋の保存は、責任を追及しやすくするための措置であると考えられている。

これまで現地代表者のパスポートコピーと写真があれば登録は可能であったが、顔写真の撮影および指紋登録は現地代表者本人がプノンペンでのNTD(National Tax Department)で行うこととされたため、カンボジアを訪問する必要性が生じた点に留意が必要である。

### 4. 居住証明および不動産税納税証明書

さらに、管轄区役所より発行される現地代表者の居住証明(上記表6)が必要となった。なお、管轄区役所により必要書類が異なるため、登録に際してどのような書類が必要なかを直接区役所へ確認する必要がある。また、既存企業の再登録のケースでは、すでにカンボジア非居住となった者を現地代表者として登録しているケースが多く、居住証明の取得が不可能な場合が多い。この場合、現状では非居住者である旨の書類の提出を行うことで登録を進めることが可能であるが、今後実務上の取り扱いが修正される可能性もあるため、新規設立の場合はできる限りカンボジア居住者となる方を現地代表者として登録することをお勧めする。

また、不動産税納税証明書(上記表9)の提出が厳格化されたことも大きな変更点のひとつである。2011年に導入された不動産税は、9月末の納税が求められているが、徴税率が思わしくなく、毎年税務局は期限を延期し、納税を促す取り組みを行っている。なお、カンボジアでは不動産税を納税していない家主が多く、当証明書を提出できないことによる設立遅延が多い。家主が不動産税を納税していない旨のレターを代替書類として提出することにより容認されている場合もあるが、納税証明書が取得できないために手続遅延となるケースが多いため、会社設立時および代表者の住居を確定される際は、家主へ不動産税の納税状況の確認を行い適切に納税が行われている家主と賃貸契約を結ぶことが望ましい。

## おわりに

今回は、カンボジアにおける会社設立の際の税務登録上の留意点に関して記載した。省令が発効され、フォーマットも完成しているが、手続きに関してはやはり、担当官へ直接確認したり、説明したりしなければならないことが多く、税務登録の際には何度も税務局へ足を運ぶ必要がある。

また、労働登録の際にアンダーテーブルを要求されるケースがあるなど、以前に比べれば改善されたものの、今でも不透明な慣習が残っている部分も多い。そのため、設立を検討される際は、専門家への確認と相談をお勧めしたい。